

令和7年8月6日からの大雨及び台風対応 産地緊急支援事業実施要領の制定について

〔 7 農 産 第 2 5 9 7 号
令 和 7 年 9 月 2 日
農 林 水 産 省 農 産 局 長 通 知 〕

改正 令和7年9月19日 7農産第2788号

この度、令和7年8月6日からの大雨及び台風対応産地緊急支援事業について、別紙のとおり令和7年8月6日からの大雨及び台風対応産地緊急支援事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切に御指導願いたい。

令和7年8月6日から的大雨及び台風対応産地緊急支援事業実施要領

第1 趣旨

令和7年8月6日から的大雨並びに台風第12号及び第15号の影響により、各地域で作物、農地、集出荷施設等に甚大な被害が生じており、農業経営及び農作物の出荷に大きな影響を及ぼしている。

このため、被災した産地の継続・再生を図るための支援を、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知)第1のただし書に基づく緊急対策として実施する。

第2 事業内容

事業の内容、事業実施主体の取組に対する補助の対象となる経費等は、本要領本体に定めるもののほか、別記のとおりとする。

第3 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和7年8月6日から令和8年3月31日までとする。

第4 支援対象

事業実施主体又は受益農家が、令和7年8月6日から的大雨並びに台風第12号及び第15号による被害を受けたことを証明できる場合に行う、自らの経営のための取組に限るものとする。

第5 留意事項

1 農業共済・収入保険等の積極的活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業の受益農家に対して、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済、収入保険等への加入を促すものとする。

2 周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組に当たっては、適正な事業推進が図られるよう、地方公共団体は事業実施主体を適正に指導するとともに、事業実施主体は、作物残さ进行处理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

附 則

この通知は、令和 7 年 9 月 2 日から施行し、令和 7 年 8 月 6 日からの大雨の被害を受けた事業実施主体又は受益農家が発災以降に行う取組について適用する。

附 則

この通知は、令和 7 年 9 月 19 日から施行し、令和 7 年 8 月 6 日からの大雨並びに台風第 12 号及び第 15 号の被害を受けた事業実施主体又は受益農家が発災以降に行う取組について適用する。

第1 事業の内容等

1 事業内容

令和7年8月6日からの大雨及び台風対応産地緊急支援事業のうち産地緊急支援対策（以下「本事業」という。）で支援する取組は、令和7年8月6日からの大雨並びに台風第12号及び第15号により甚大な被害を受けた地域において、営農再開又は集出荷施設等（集出荷貯蔵施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、育苗施設、産地管理施設、生産技術高度化施設及び種子種苗生産関連施設をいう。以下同じ。）における農作物の出荷の円滑化等を図るために共同で行う以下の取組とする。

(1) 営農再開支援

ア 資材の調達等支援（早期営農再開）

令和7年度中の早期営農再開に必要となる生産資材（種子・種苗等の消費材に限る。）の調達、役務等を確保する取組

イ 栽培環境整備

被災に伴い新たに必要となる作物残さ（保管中に浸水被害を受けた農作物残さ※を含む。）の撤去、追加的な施肥・防除等の栽培環境整備のための取組

(2) 集出荷施設等における農作物の出荷円滑化等支援

ア 施設の仮復旧等

被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させる取組

イ 周辺集出荷施設等の活用

被災した集出荷施設等に集荷した農作物を周辺の集出荷施設等での選果・加工等のために輸送し、又は周辺の育苗施設から被災地域へ種苗を融通するために輸送する取組

2 事業実施主体

(1) 1の(1)の取組の事業実施主体は、次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上であるものとする。

ア 都道府県

イ 市町村

ウ 農業者の組織する団体（事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。以下同じ。）

エ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）

オ 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会、担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2の1に定める産地協議会をいう。以下同じ。）

※「保管中に浸水被害を受けた農作物残さ」については、令和7年度に限り、当該農作物の需給動向や国民生活への影響等を鑑みて特別の支援が必要な農作物残さの撤去費用を支援対象とする。

カ 地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体（以下「特認団体」という。）

（２）１の（２）の取組の事業実施主体は、次に掲げる者であって、受益農家が３戸以上である集出荷施設等の所有者又は運営主体とする。

ア 都道府県

イ 市町村

ウ 農業者の組織する団体

エ 公社

オ 特認団体

３ 採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を満たすこととする。

（１）成果目標の基準

ア １の（１）のアの事業

被災した農地等における営農再開とする。

イ １の（１）のイの事業

被災した農地等において令和７年度における営農再開のために適切な環境が確保されることとする。

ウ １の（２）の事業

被災した集出荷施設等の出荷の回復等とする。

（２）目標年度

令和７年度とする。

（３）事業の対象となる地域等

ア １の（１）のア及びイの事業

助成の対象となるほ場等は、令和７年８月６日から大雨並びに台風第１２号及び第１５号の影響により、農作物等に甚大な被害を受けた地域において、次の（ア）及び（イ）に掲げる要件を満たすほ場等とする。

（ア）１の（１）のアの事業

次のいずれかに該当するほ場とする。

① 市町村が被災により３０％以上の収穫量の減少が見込まれると認めたほ場

② 市町村が被災により２０％以上の収穫量の減少が見込まれると認めた農家の被災ほ場

（イ）１の（１）のイの事業

市町村が都道府県に対し被災があった旨を報告したほ場等とする。

ただし、実需者が収穫・出荷（以下、「収穫等」という。）を行う予定であったほ場等の作物残さの撤去の取組については、当該実需者が、当該ほ場等において収穫等を行う予定であったが収穫等を行わなかった旨を証明できるものに限る。

イ １の（２）の事業

助成の対象となる地域は、令和７年８月６日から大雨並びに台風第１２号及び第１５号により、甚大な被害を受け、その機能の一部又は全部が不全と

なっている集出荷施設等が存在する地域とする。

(4) 上限事業費

1 の (2) のアの事業に係る上限事業費は、1 施設当たり原則 1 千万円とする。

4 補助率等

補助率等は別表のとおりとする。

5 留意事項

気象災害等による被災に備えて、助成対象者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済、収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。

第2 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 助成対象外の経費

次の経費は本事業の助成の対象としない。

(1) 国の他の助成若しくは支援を受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

(2) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

(3) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）

第3 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、別記様式第1号に次の別添様式を添付した事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施計画の事前調整等が必要な場合は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第7第3項に基づき、地方農政局長等は交付申請書の提出より前に、事業実施主体に対し事業実施計画の提出を求めることができるものとする。

ア 第1の1の(1)のアの事業

別添様式第1号

イ 第1の1の(1)のイの事業

別添様式第2号

ウ 第1の1の(2)のアの事業

別添様式第3号

エ 第1の1の(2)のイの事業

別添様式第4号

オ 第1の2の(1)のカ又は(2)のオの特認団体として事業を実施予定の団体

別添様式第5号

(2) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができる。

ただし、事業実施計画の内容の変更が次のいずれかに該当する場合にあっては、重要な変更として、地方農政局長等に事業実施計画の変更協議を行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費又は事業量の3割を超える変更

エ 国庫補助費の増又は3割を超える減

2 事業実施計画等の承認

地方農政局長等は交付等要綱第9第1項に基づく交付決定を行った場合、併せて、第3の1の(1)により提出された事業実施計画等を承認したものとする。

3 助成金の返還等

(1) 地方農政局長等は、事業実施主体に交付した助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、助成事業に関して、助成対象者から助成金の返還又は返納を受けた場合は、当該助成金の国庫補助相当額を国に返還しなければならない。

第4 事業実施状況の報告等

1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第2号により、事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。

ただし、当該報告は別記様式第3号による事業評価報告書をもって代えることができる。

2 地方農政局長等は、1の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第5 事業の評価

1 事業の評価に当たって実施主体が行う成果目標の達成状況の自己評価は、原則として、別記様式第3号により作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 1の報告を受けた地方農政局長等は、遅滞なく、その内容について点検評価し、原則、その結果を踏まえた評価所見を別記様式第4号に記入するものとする。

3 地方農政局長等は、2により作成した評価所見等を農産局長に提出するものとする。

4 農産局長は、3により提出を受けた評価所見等を取りまとめ、評価結果・手法及びその他必要な事項等について意見を聴取するために評価検討委員会に諮るものとし、地方農政局長等は、評価検討委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

なお、評価検討委員会において意見聴取を行う場合には、地方農政局長等は、必要に応じて事業実施主体に提示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

5 地方農政局長等は、4により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

6 地方農政局長等は、2の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、別記様式第5号により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

7 6の改善計画に基づく取組の再評価については、1及び2に準じて行うものとする。

なお、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度の7月末までに報告するものとする。

ただし、改善計画は2年以内の計画となるよう設計するものとする。

8 地方農政局長等は、6により指導を行った場合には、その内容を農産局長に報告するものとする。

第6 その他

1 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合については、交付決定前に着手することができる。この場合にあっては、支援内容及び助成対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

2 事業費の低減

複数の業者から見積りを徴取すること等により、事業費の低減に努めるものとする。

持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）
別表

取組の補助率等は以下のとおりとする。

共同で行う取組		補 助 対 象 経 費	補 助 率	注 意 点	事 業 実 施 主 体
(1) 営農再開支援	ア 資材の調達等支援 (早期営農再開)	令和7年度中の早期営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等の消費材に限る。）の購入経費並びに早期営農再開に必要な作業委託費及び農業機械等レンタル経費	1/2 以内	・助成対象経費の根拠がわかる資料（納品書、請求書等）を添付すること。 ・他作物に転換する場合の種子・種苗費は、前作の種子・種苗費の2倍を上限とする。	次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上であるものとする。 ア 都道府県 イ 市町村 ウ 農業者の組織する団体 エ 公社 オ 地域農業再生協議会 カ 特認団体
	イ 栽培環境整備 (ア) 作物残さの撤去	被災に伴い新たに必要となった作物残さの撤去により、早期作付又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費 (保管中に浸水被害を受けた農作物残さを含む。)	定 額 (作物残さ：1,500円/10a以内、保管中の農作物残さ：5,500円/人日以内)		
	(イ) 追加防除・施肥	被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費	1/2 以内		
(2) 集出荷施設等における農作物の出荷円滑化等支援	ア 施設の仮復旧等	被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させるために必要な経費	1/2 以内 (補修等に必要な経費に限る。)	補修等経費の根拠がわかる資料を添付すること。	次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上ある集出荷施設等の所有者又は運営主体とする。 ア 都道府県 イ 市町村 ウ 農業者の組織する団体 エ 公社 オ 特認団体
	イ 周辺集出荷施設等の活用	被災施設に集荷した農作物を周辺施設に輸送し、選果・加工等を行うために必要な輸送経費や周辺の育苗施設から被災地域へ種苗を融通するために必要な輸送経費	定 額 (7,000円/ t 以内)	輸送費の根拠がわかる資料を添付すること。	